



退職金額

ご存知でしたか？

中退共の退職金額は法令で定められているんです。

退職金は基本退職金と付加退職金の2本建てで、両方を合算したものが受けとる退職金額となります。

退職金

=

基本退職金

掛金月額と納付月数に応じて
法令で定められている金額
で、制度全体として予定運用
利回りを1%として設計し定
められた金額です。

(注) 予定運用利回りは、法令の改正
により変わることがあります。

+

付加退職金

運用利回りが予定運用利回りを上回った場
合、これを基本退職金に上積みするもので、
運用収入の状況等に応じて定められる金額で
す。具体的には、掛金納付月数の43か月目と
その後12か月ごとの基本退職金相当額に、厚
生労働大臣が定めるその年度の支給率を乗じ
て得た額を、退職時まで累計した総額です。



掛金納付月数が1年未満の場合は退職金は支給されません。1年以上2年未満では掛金相当額を下回る額になり、
2年から3年6か月で掛金相当額、3年7か月(43か月)以上で掛金相当額を上回る額となります。(これらは長期
加入者の退職金を手厚くするためです。)

基本退職金額表

※本表は基本退職金のみで、付加退職金を含んでおりません。(注)平成14年11月1日から適用。なお、基本退職金額表は、

掛金納付 月数(月)	掛金 月額(円)	特例掛金月額(円)					掛金月額(円)				
		2,000	3,000	4,000	5,000	6,000	7,000	8,000	9,000	10,000	
0	1年~11月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3,600	1	7,200	10,800	14,400	18,000	21,600	25,200	28,800	32,400	36,000	
24,000	2	48,000	72,000	96,000	120,000	144,000	168,000	192,000	216,000	240,000	
36,000	3	72,000	108,000	144,000	180,000	216,000	252,000	288,000	324,000	360,000	
48,170	4	96,340	144,510	192,680	240,850	289,020	337,190	385,360	433,530	481,700	
60,820	5	121,640	182,460	243,280	304,100	364,920	425,740	486,560	547,380	608,200	
73,710	6	147,420	221,130	294,840	368,550	442,260	515,970	589,680	663,390	737,100	
86,760	7	173,520	260,280	347,040	433,800	520,560	607,320	694,080	780,840	867,600	
99,950	8	199,900	299,850	399,800	499,750	599,700	699,650	799,600	899,550	999,500	
113,230	9	226,460	339,690	452,920	566,150	679,380	792,610	905,840	1,019,070	1,132,300	
126,560	10	253,120	379,680	506,240	632,800	759,360	885,920	1,012,480	1,139,040	1,265,600	
139,910	11	279,820	419,730	559,640	699,550	839,460	979,370	1,119,280	1,259,190	1,399,100	
153,450	12	306,900	460,350	613,800	767,250	920,700	1,074,150	1,227,600	1,381,050	1,534,500	
167,180	13	334,360	501,540	668,720	835,900	1,003,080	1,170,260	1,337,440	1,504,620	1,671,800	
181,060	14	362,120	543,180	724,240	905,300	1,086,360	1,267,420	1,448,480	1,629,540	1,810,600	
195,000	15	390,000	585,000	780,000	975,000	1,170,000	1,365,000	1,560,000	1,755,000	1,950,000	
208,980	16	417,960	626,940	835,920	1,044,900	1,253,880	1,462,860	1,671,840	1,880,820	2,089,800	
223,170	17	446,340	669,510	892,680	1,115,850	1,339,020	1,562,190	1,785,360	2,008,530	2,231,700	
237,510	18	475,020	712,530	950,040	1,187,550	1,425,060	1,662,570	1,900,080	2,137,590	2,375,100	
252,000	19	504,000	756,000	1,008,000	1,260,000	1,512,000	1,764,000	2,016,000	2,268,000	2,520,000	
266,660	20	533,320	799,980	1,066,640	1,333,300	1,599,960	1,866,620	2,133,280	2,399,940	2,666,600	
281,460	21	562,920	844,380	1,125,840	1,407,300	1,688,760	1,970,220	2,251,680	2,533,140	2,814,600	
296,400	22	592,800	889,200	1,185,600	1,482,000	1,778,400	2,074,800	2,371,200	2,667,600	2,964,000	
311,480	23	622,960	934,440	1,245,920	1,557,400	1,868,880	2,180,360	2,491,840	2,803,320	3,114,800	
326,700	24	653,400	980,100	1,306,800	1,633,500	1,960,200	2,286,900	2,613,600	2,940,300	3,267,000	
342,080	25	684,160	1,026,240	1,368,320	1,710,400	2,052,480	2,394,560	2,736,640	3,078,720	3,420,800	
357,610	26	715,220	1,072,830	1,430,440	1,788,050	2,145,660	2,503,270	2,860,880	3,218,490	3,576,100	
373,290	27	746,580	1,119,870	1,493,160	1,866,450	2,239,740	2,613,030	2,986,320	3,359,610	3,732,900	
389,140	28	778,280	1,167,420	1,556,560	1,945,700	2,334,840	2,723,980	3,113,120	3,502,260	3,891,400	
405,150	29	810,300	1,215,450	1,620,600	2,025,750	2,430,900	2,836,050	3,241,200	3,646,350	4,051,500	
421,310	30	842,620	1,263,930	1,685,240	2,106,550	2,527,860	2,949,170	3,370,480	3,791,790	4,213,100	
437,640	31	875,280	1,312,920	1,750,560	2,188,200	2,625,840	3,063,480	3,501,120	3,938,760	4,376,400	
454,130	32	908,260	1,362,390	1,816,520	2,270,650	2,724,780	3,178,910	3,633,040	4,087,170	4,541,300	
470,770	33	941,540	1,412,310	1,883,080	2,353,850	2,824,620	3,295,390	3,766,160	4,236,930	4,707,700	
487,600	34	975,200	1,462,800	1,950,400	2,438,000	2,925,600	3,413,200	3,900,800	4,388,400	4,876,000	
504,580	35	1,009,160	1,513,740	2,018,320	2,522,900	3,027,480	3,532,060	4,036,640	4,541,220	5,045,800	
521,710	36	1,043,420	1,565,130	2,086,840	2,608,550	3,130,260	3,651,970	4,173,680	4,695,390	5,217,100	
539,020	37	1,078,040	1,617,060	2,156,080	2,695,100	3,234,120	3,773,140	4,312,160	4,851,180	5,390,200	
556,470	38	1,112,940	1,669,410	2,225,880	2,782,350	3,338,820	3,895,290	4,451,760	5,008,230	5,564,700	
574,060	39	1,148,120	1,722,180	2,296,240	2,870,300	3,444,360	4,018,420	4,592,480	5,166,540	5,740,600	
591,790	40	1,183,580	1,775,370	2,367,160	2,958,950	3,550,740	4,142,530	4,734,320	5,326,110	5,917,900	
609,670	41	1,219,340	1,829,010	2,438,680	3,048,350	3,658,020	4,267,690	4,877,360	5,487,030	6,096,700	
627,700	42	1,255,400	1,883,100	2,510,800	3,138,500	3,766,200	4,393,900	5,021,600	5,649,300	6,277,000	
645,870	43	1,291,740	1,937,610	2,583,480	3,229,350	3,875,220	4,521,090	5,166,960	5,812,830	6,458,700	
664,180	44	1,328,360	1,992,540	2,656,720	3,320,900	3,985,080	4,649,260	5,313,440	5,977,620	6,641,800	
682,630	45	1,365,260	2,047,890	2,730,520	3,413,150	4,095,780	4,778,410	5,461,040	6,143,670	6,826,300	

(注) 特例掛金月額は、短時間労働者に限ります。



退職金の支払方法

退職者の預金口座に直接振込み。

退職金の支払方法は、退職時に「一時金払い(一括払い)」で支払います。

なお、退職日に60歳以上で下表の条件を満たせば、5年間または10年間で支払う「全額分割払い」、「一部分割払い(併用払い)」を選択することもできます。

退職時年齢 (60歳以上)	支払期間	全額分割払い		一部分割払い(併用払い)		支払回数	分割支給率*
		退職金額(分割払対象額)	退職金額	一時金払対象額	20万円以上		
	5年間	80万円以上	100万円以上	分割払対象額	80万円以上	20回	51.0 / 1,000 (年1.0%の利息相当)
	10年間	150万円以上	170万円以上	一時金払対象額	20万円以上	40回	26.0 / 1,000 (年1.0%の利息相当)

(注)法令の改正や、運用収入の状況等により変更されます。

分割支払方法は、年4回(2月・5月・8月・11月)払いです。

分割支払額は、1回あたり分割払対象額×分割支給率です。(初回に設定された額は、支払完了まで変更されません。)



- 退職金の受給権者は、退職した従業員です。従業員の死亡による退職の場合は、その遺族が受給権者となります。
- 事業主が従業員に代わって退職金を受け取ることはできません。
- 中退共制度から支払う退職金は税法上、一時金払いの場合は退職所得、分割払いの場合は公的年金等控除の対象となる雑所得として取り扱われます。

法令の改正により変わることがあります。

(単位：円)

相対計算(円)									
12,000	18,000	16,000	18,000	20,000	22,000	24,000	26,000	28,000	30,000
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43,200	50,400	57,600	64,800	72,000	79,200	86,400	93,600	100,800	108,000
288,000	336,000	384,000	432,000	480,000	528,000	576,000	624,000	672,000	720,000
432,000	504,000	576,000	648,000	720,000	792,000	864,000	936,000	1,008,000	1,080,000
578,040	674,380	770,720	867,060	963,400	1,059,740	1,156,080	1,252,420	1,348,760	1,445,100
729,840	851,480	973,120	1,094,760	1,216,400	1,338,040	1,459,680	1,581,320	1,702,960	1,824,600
884,520	1,031,940	1,179,360	1,326,780	1,474,200	1,621,620	1,769,040	1,916,460	2,063,880	2,211,300
1,041,120	1,214,640	1,388,160	1,561,680	1,735,200	1,908,720	2,082,240	2,255,760	2,429,280	2,602,800
1,199,400	1,399,300	1,599,200	1,799,100	1,999,000	2,198,900	2,398,800	2,598,700	2,798,600	2,998,500
1,358,760	1,585,220	1,811,680	2,038,140	2,264,600	2,491,060	2,717,520	2,943,980	3,170,440	3,396,900
1,518,720	1,771,840	2,024,960	2,278,080	2,531,200	2,784,320	3,037,440	3,290,560	3,543,680	3,796,800
1,678,920	1,958,740	2,238,560	2,518,380	2,798,200	3,078,020	3,357,840	3,637,660	3,917,480	4,197,300
1,841,400	2,148,300	2,455,200	2,762,100	3,069,000	3,375,900	3,682,800	3,989,700	4,296,600	4,603,500
2,006,160	2,340,520	2,674,880	3,009,240	3,343,600	3,677,960	4,012,320	4,346,680	4,681,040	5,015,400
2,172,720	2,534,840	2,896,960	3,259,080	3,621,200	3,983,320	4,345,440	4,707,560	5,069,680	5,431,800
2,340,000	2,730,000	3,120,000	3,510,000	3,900,000	4,290,000	4,680,000	5,070,000	5,460,000	5,850,000
2,507,760	2,925,720	3,343,680	3,761,640	4,179,600	4,597,560	5,015,520	5,433,480	5,851,440	6,269,400
2,678,040	3,124,380	3,570,720	4,017,060	4,463,400	4,909,740	5,356,080	5,802,420	6,248,760	6,695,100
2,850,120	3,325,140	3,800,160	4,275,180	4,750,200	5,225,220	5,700,240	6,175,260	6,650,280	7,125,300
3,024,000	3,528,000	4,032,000	4,536,000	5,040,000	5,544,000	6,048,000	6,552,000	7,056,000	7,560,000
3,199,920	3,733,240	4,266,560	4,799,880	5,333,200	5,866,520	6,399,840	6,933,160	7,466,480	7,999,800
3,377,520	3,940,440	4,503,360	5,066,280	5,629,200	6,192,120	6,755,040	7,317,960	7,880,880	8,443,800
3,556,800	4,149,600	4,742,400	5,335,200	5,928,000	6,520,800	7,113,600	7,706,400	8,299,200	8,892,000
3,737,760	4,360,720	4,983,680	5,606,640	6,229,600	6,852,560	7,475,520	8,098,480	8,721,440	9,344,400
3,920,400	4,573,800	5,227,200	5,880,600	6,534,000	7,187,400	7,840,800	8,494,200	9,147,600	9,801,000
4,104,960	4,789,120	5,473,280	6,157,440	6,841,600	7,525,760	8,209,920	8,894,080	9,578,240	10,262,400
4,291,320	5,006,540	5,721,760	6,436,980	7,152,200	7,867,420	8,582,640	9,297,860	10,013,080	10,728,300
4,479,480	5,226,060	5,972,640	6,719,220	7,465,800	8,212,380	8,958,960	9,705,540	10,452,120	11,198,700
4,669,680	5,447,960	6,226,240	7,004,520	7,782,800	8,561,080	9,339,360	10,117,640	10,895,920	11,674,200
4,861,800	5,672,100	6,482,400	7,292,700	8,103,000	8,913,300	9,723,600	10,533,900	11,344,200	12,154,500
5,055,720	5,898,340	6,740,960	7,583,580	8,426,200	9,268,820	10,111,440	10,954,060	11,796,680	12,639,300
5,251,680	6,126,960	7,002,240	7,877,520	8,752,800	9,628,080	10,503,360	11,378,640	12,253,920	13,129,200
5,449,560	6,357,820	7,266,080	8,174,340	9,082,600	9,990,860	10,899,120	11,807,380	12,715,640	13,623,900
5,649,240	6,590,780	7,532,320	8,473,860	9,415,400	10,356,940	11,298,480	12,240,020	13,181,560	14,123,100
5,851,200	6,826,400	7,801,600	8,776,800	9,752,000	10,727,200	11,702,400	12,677,600	13,652,800	14,628,000
6,054,960	7,064,120	8,073,280	9,082,440	10,091,600	11,100,760	12,109,920	13,119,080	14,128,240	15,137,400
6,260,520	7,303,940	8,347,360	9,390,780	10,434,200	11,477,620	12,521,040	13,564,460	14,607,880	15,651,300
6,468,240	7,546,280	8,624,320	9,702,360	10,780,400	11,858,440	12,936,480	14,014,520	15,092,560	16,170,600
6,677,640	7,790,580	8,903,520	10,016,460	11,129,400	12,242,340	13,355,280	14,468,220	15,581,160	16,694,100
6,888,720	8,036,840	9,184,960	10,333,080	11,481,200	12,629,320	13,777,440	14,925,560	16,073,680	17,221,800
7,101,480	8,285,060	9,468,640	10,652,220	11,835,800	13,019,380	14,202,960	15,386,540	16,570,120	17,753,700
7,316,040	8,535,380	9,754,720	10,974,060	12,193,400	13,412,740	14,632,080	15,851,420	17,070,760	18,290,100
7,532,400	8,787,800	10,043,200	11,298,600	12,554,400	13,809,400	15,064,800	16,320,200	17,575,600	18,831,000
7,750,440	9,042,180	10,333,920	11,625,660	12,917,400	14,209,140	15,500,880	16,792,620	18,084,360	19,376,100
7,970,160	9,298,520	10,626,880	11,955,240	13,283,600	14,611,960	15,940,320	17,268,680	18,597,040	19,925,400
8,191,560	9,556,820	10,922,080	12,287,340	13,652,600	15,017,860	16,383,120	17,748,380	19,113,640	20,478,900



主な手続きの方法

手続きカンタン。

加入の手続き

- 初めて中退共制度に加入申込みする場合は、「新規申込書」に必要事項を記入し、押印または署名をします。
- 過去勤務期間通算制度を利用する場合は、「通算申出欄」に記入してください。後日「通算申出確認書」をお送りします。
- 掛金を納付する金融機関で、「新規申込書」とセットになっている「預金口座振替依頼書(届出書)」に預金口座の確認印を受けてください。

毎月の掛金は「当月振替」と「翌月振替」があります。

【例】4月分の掛金：「当月振替」→4月18日振替／「翌月振替」→5月18日振替

- 「新規申込書」を金融機関または委託事業主団体の窓口へ提出してください。加入後、従業員を採用した場合など新たに従業員を加入させる場合は、「追加申込書」を金融機関へ提出してください。

※「新規申込書」は裏表紙に記載の中退共本部または各退職金相談コーナーにご請求ください。



- 短時間労働者を加入させる場合、「労働条件通知書(雇入通知書)」または「労働契約書」のいずれかの写しを添えてください。

- 中退共制度に加入申込みする際、常時雇用する従業員数が次の規模以上の場合は「中小企業者であることの証明」が必要ですので、商工会議所・商工会・県の出先機関等にご相談ください。

- 一般業種(製造業・建設業等)は250人 ●卸売業・サービス業は90人 ●小売業は40人

なお、この証明を必要とする法人企業のうち、資本金・出資金の額が中小企業者の範囲内であれば、「現在事項一部証明書(登記簿抄本)」等を添付することで中小企業者であることの証明に代えることができます。

- 事業主と生計を一にする同居の親族を加入させる場合については、p 10「同居の親族を雇用する事業所の加入について」を参照してください。



掛金の月額変更・前納の申出

- 掛金は従業員ごとに変更できます。変更の際は、「月額変更申込書」を変更したい月分の前月15日までに提出してください。

【例】4月分からの月額変更→3月15日までに提出

- 掛金は12か月分を限度に前納(一括納付)できます。前納の際は、「掛金前納申出書」を前納したい月の前月25日までに提出してください。

【例】4月分からの前納→3月25日までに提出

※ただし、過去勤務期間分のみの一括納付はできません。

退職金の請求方法

- 事業主は従業員が退職することが決まりましたら、「退職届」を機構・中退共に送付してください。退職する従業員の掛金振替を中止します。(退職日の属する月まで振替)

- 「退職金請求書」の事業主記入欄に記入し、従業員に渡してください。

- 退職した従業員は、「退職金請求書」の従業員記入欄に記入し、退職金の受取金融機関で預金口座の確認印を受けてください。

- その後、本人および住所の確認ができる書類として、「印鑑証明書」または「住民票」のいずれか1通(退職金額が300万円以上の場合は「印鑑証明書」)を添えて、機構・中退共に送付してください。



- 雇用関係終了前に、機構・中退共および事業主から退職金共済契約を解除する場合、従業員に解約手当金が支払われます。税法上、解約手当金は「一時所得」となり、課税の対象となる場合があります。

- 解約手当金の計算方法は退職金と同様ですが、掛金助成を受けている場合、掛金助成相当額または解約手当金額の100分の30のいずれか少ない額が減額されます。

- 事業主と生計を一にする同居の親族が退職する場合については、p 10「同居の親族を雇用する事業所の加入について」を参照してください。



同居の親族を雇用する事業所の加入について

(「同居の親族」とは、事業主と生計を一にする同居の親族です。)

A 同居の親族のみを雇用する事業所

B 同居の親族とそれ以外の従業員を雇用する事業所《混在事業所》

同居の親族の加入条件

- ① 小規模企業共済制度に加入していない方
- ② 加入する際に以下の書類を提出できる方

- 申込み従業員についての確認書(チェックシート)
- 労働条件通知書の写し(ない場合は労働条件確認書)
- 賃金の支払いがあることが確認できる書類
(賃金台帳、経費帳または所得税源泉徴収簿の写し等)

同居の親族以外の
従業員は必要あり
ません

※ 小規模企業共済制度の共済契約者であった期間は、過去勤務期間の対象となりません

新規加入助成および月額変更助成

掛金助成の対象となりません

掛金助成の対象となります

個々の被共済者が同居の親族であるかどうかについて変更があった場合や、事業所の雇用実態が同居の親族のみか(A) そうでないか(B) という状態に変更があった場合には届出が必要となります。

※ 定期的に使用従属関係を確認できる書類の提出が必要です

退職時に必要な書類

- ① 被共済者退職届
- ② 同居親族に係る確認書(チェックシート)
- ③ 労働条件確認書
- ④ 賃金の支払いがあったことを確認できる書類(賃金台帳の写し等)

※ ②～④は同居の親族以外の被共済者は必要ありません

(A) の同居の親族が退職する場合には、上記《退職時に必要な書類》以外に「退職事由証明書」の提出が必要です。

- 同居の親族を雇用する事業所が否かは、中退共制度への加入状況ではなく事業所の雇用実態となります。
- 「チェックシート」は、加入時用(小規模企業共済の契約者でないことおよび使用従属関係があることの確認書)と加入中・退職時用(使用従属関係があったことの確認書)の2種類となっています。
- 加入時、または掛金月額を増額変更する月において混在事業所(B)の場合は新規加入助成および月額変更助成の対象となりますが、(A)の場合はどちらも対象となりません。また、(A)が新規加入～15か月目の間に同居の親族以外の従業員を雇用した場合でも、新規加入助成は受けられません。助成を受けている混在事業所(B)が、助成期間中に(A)となった場合には、その助成は打ち切りとなります。
- (A)における被共済者が退職される場合は、《退職時に必要な書類》以外に「転職又は傷病、高齢、その他これらに準ずる事由」により退職するものであることを証する「退職事由証明書」の添付も必要です。なお、これらの事由以外の場合は、退職金として支払うことはできません。
- (A)を退職した被共済者は、原則として、再度、同一の事業所において同居の親族として中退共制度に加入することはできません。



同居の親族の加入
家族従業員でも加入できます。





どれくらいにすればいいの？ 掛金月額を決め方

賃金や役職を基準にして掛金月額を決める方法、定年や勤続年数等を基準にして退職金額を決め、掛金月額を逆算する方法が考えられます。

(例) 賃金を基準にした方法

賃金の5%程度を掛金月額とした場合

賃金	掛金月額
16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円



(例) 勤続年数を基準にした方法

勤続35年で退職金1,000万円とした場合

勤続年数	掛金月額
2年未満	5,000円
2～5年未満	8,000円
5～10年未満	12,000円
10～15年未満	18,000円
15～20年未満	24,000円
20年以上	30,000円

(例) 役職を基準にした方法

役職により掛金月額を決める場合

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

(例) 定額方法

勤続35年で退職金1,000万円とした場合、掛金月額は20,000円となります。

モデル退職金

東京都における退職一時金のモデルです。

勤続年数ごとに、自己都合退職と会社都合退職の場合の退職金額を載せています。

《参考》東京都モデル退職金(退職一時金のみ)

高年齢(65歳以上)				高年齢・中高年齢(20歳以上64歳)				中高年齢(20歳未満)			
勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職	勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職	勤続年数	年齢	自己都合退職	会社都合退職
1年	19歳	63,000円	109,000円	1年	21歳	71,000円	124,000円	1年	23歳	77,000円	134,000円
3年	21歳	164,000円	254,000円	3年	23歳	182,000円	281,000円	3年	25歳	200,000円	315,000円
5年	23歳	318,000円	478,000円	5年	25歳	353,000円	519,000円	5年	27歳	399,000円	591,000円
10年	28歳	912,000円	1,253,000円	10年	30歳	999,000円	1,367,000円	10年	32歳	1,113,000円	1,524,000円
15年	33歳	1,781,000円	2,322,000円	15年	35歳	1,955,000円	2,520,000円	15年	37歳	2,205,000円	2,825,000円
20年	38歳	2,999,000円	3,742,000円	20年	40歳	3,294,000円	4,048,000円	20年	42歳	3,663,000円	4,488,000円
25年	43歳	4,582,000円	5,446,000円	25年	45歳	4,889,000円	5,784,000円	25年	47歳	5,543,000円	6,467,000円
30年	48歳	6,275,000円	7,188,000円	30年	50歳	6,618,000円	7,621,000円	30年	52歳	7,513,000円	8,551,000円
37年	55歳	8,431,000円	9,491,000円	37年	55歳	8,271,000円	9,356,000円	37年	55歳	8,852,000円	9,903,000円
定年		-	10,386,000円	定年		-	10,783,000円	定年		-	11,542,000円

参考資料：東京都産業労働局「中小企業の賃金・退職金事情」(平成22年版) <http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/>

退職金規程(例) 中退共制度だけで実施する場合



退職金規程
規程をしっかりと作って信頼ある企業に。

- 第1条 従業員が退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 2 前項の退職金の支給は、会社が各従業員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。
- 第2条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。
- 第3条 退職金共済契約の掛金月額は、別表のとおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第4条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。
- 第5条 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。
- 第6条 従業員の退職の事由が懲戒解雇の場合には、機構・中退共に退職金の減額を申し出ることがある。
- 第7条 退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、機構・中退共から支給を受けるものとする。
- 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 第8条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

《閉則》

- 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
- 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を機構・中退共に行うものとする。

別表(例)/賃金を基準

賃金	掛金月額
～16万円未満	8,000円
16～20万円未満	10,000円
20～24万円未満	12,000円
24～28万円未満	14,000円
28～32万円未満	16,000円
32～36万円未満	18,000円
36～40万円未満	20,000円
40万円以上	22,000円

別表(例)/役職を基準

役職	掛金月額
一般社員	5,000円
主任	8,000円
係長	12,000円
課長補佐	18,000円
課長	24,000円
部長	30,000円

退職金規程(例) 退職金額を定めて実施する場合

- 第1条 従業員が1年以上勤務して退職したときは、この規程により退職金を支給する。
- 第2条 退職金は、従業員の退職時の基本給月額に、別表に定める(注)勤続年数に応じた支給率を乗じて得た額とする。
- 第3条 会社都合(業務上の負傷を含む)又は10年以上勤続して定年に達したことにより退職した場合には、前条の規定によって算出した額の3割以内を増額支給する。
- 第4条 この規程による退職金の支給を確保するために、会社は、従業員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部(以下「機構・中退共」という。)と退職金共済契約を締結する。
- 第5条 新たに雇い入れた従業員については、試用期間を経過し、本採用となった月に機構・中退共と退職金共済契約を締結する。
- 第6条 退職金共済契約の掛金月額は、別表に定める(注)とおりとし、毎年〇月に調整する。
- 第7条 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、機構・中退共の掛金納付を停止する。
- 第8条 機構・中退共から支給される退職金の額が第2条および第3条の規定によって算出された額より少ないときは、その差額を会社が直接支給し、機構・中退共から支給される額が多いときは、その額を退職金の額とする。
- 第9条 従業員の退職の事由が懲戒解雇の場合には、退職金を減額することができる。この場合、機構・中退共から支給される退職金については、その減額を申し出ることがある。
- 第10条 第2条および第3条の勤続年数の計算は、雇い入れた月から退職発令の月までとし、1年に満たない場合は、5か月以下は切り捨て、6か月以上は1年とする。
- 2 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤が6か月を超えた期間は、勤続年数に算入しない。
- 第11条 機構・中退共から支給される退職金は、従業員(従業員が死亡したときはその遺族)に交付する退職金共済手帳により、支給を受けるものとする。
- 2 従業員が退職又は死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく退職金共済手帳を本人又はその遺族に交付する。
- 3 第8条の規定により、差額を会社が支給する場合は、やむを得ない理由がある場合を除き、遅滞なく本人又はその遺族にその差額を支給する。
- 第12条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、従業員代表と協議のうえ改廃することができる。

《閉則》

- 第1条 この規程は、〇年〇月〇日から実施する。
- 第2条 この規程の実施前から在籍している従業員については、勤続年数に応じ過去勤務期間の通算申出を機構・中退共に行うものとする。

参考：退職金の支給状況について
出典：厚生労働省「平成21年賃金事情等総合調査(退職金、年金及び定年制事情調査)調査結果(総論)の概要について」

本給を基本とした場合の例

定年退職一時金支給率(連続3年=1.0) (倍)

年	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
平成11年	1.0	1.8	4.3	7.8	12.1	17.0	21.9	24.5	26.6
13	1.0	1.8	4.3	7.8	12.2	17.3	22.6	25.2	27.4
15	1.0	1.8	4.3	7.7	12.0	17.0	22.4	25.2	27.3
17	1.0	1.7	4.1	7.1	11.0	15.8	20.2	22.9	25.1
19	1.0	1.7	4.0	7.1	11.0	15.5	19.8	22.3	24.3
21	1.0	1.8	4.6	8.1	12.8	18.0	23.1	25.9	28.2

自己都合退職一時金支給率

(定年退職一時金支給率=100.0) (%)

年	3年	5年	10年	15年	20年	25年	30年	35年	40年
平成11年	48.6	54.5	65.0	73.9	83.0	87.7	90.8	91.3	92.2
13	49.9	55.8	66.6	76.2	84.5	89.7	92.2	92.5	93.0
15	53.2	59.2	69.5	78.3	85.8	89.9	92.0	93.4	93.8
17	50.3	56.1	67.1	76.7	84.1	87.8	90.6	91.7	92.8
19	47.4	53.1	61.8	72.6	81.0	85.5	89.4	90.9	91.6
21	57.1	60.9	68.4	75.4	82.6	86.4	89.1	92.1	92.5



「別表に定める」支給率や掛金月額については、上記の厚生労働省公表の「退職金支給状況」などを参考として定めてください。



あなたの街のサポートは？ 掛金助成自治体による補助制度

自治体独自で中退共の掛金補助を行っている場合、中退共本部では「掛金助成自治体」と呼んでいます。補助制度の対象となる条件、補助金額、交付期間等については自治体または取扱団体により異なりますので、実施先の担当までお問い合わせください。

平成22年11月現在 290自治体／291地域
(4県・206市・2区・64町・14村)

(注)※印は共済会・互助会等が取り扱っています。
その補助対象者は、小金井市(東京都)を除き会員に限りです。

(注)最新の掛金助成自治体情報一覧については
中退共ホームページ(リンク集)をご覧ください。

近畿

滋賀県(7)
大津市・長浜市・守山市
栗東市・野洲市・東近江市
高島市

大阪府(10)
泉南市・岸和田市・泉大津市
貝塚市・阪南市・枚方市
泉佐野市・和泉市・高石市
忠岡町

兵庫県(3)
加西市・西脇市・丹波市

奈良県(1)
下北山村(林業事業主のみ)

和歌山県(1)
有田川町清水行政局
(林業事業主のみ)

中国

山口県(17)
下関市・宇部市・山口市・萩市
防府市・下松市・岩国市・光市
長門市・柳井市・美祿市
山陽小野田市・周南市・和木町
平生町・田布施町・阿武町

九州・沖縄

長崎県(4)
長崎県・佐世保市
五島市奈留支所
(まき畑漁業事業主のみ)
新上五島町

熊本県(1)
熊本市

大分県(3)
中津市・豊後高田市・宇佐市

宮崎県(13)
宮崎県・宮崎市・都城市・延岡市
小林市・西郷市・日向市
高千穂町・三股町・日之影町
五ヶ瀬町・国富町・綾町

鹿児島県(2)
鹿児島市・奄美市

沖縄県(3)
宜野湾市・浦添市・沖縄市

四国

愛媛県(3)
今治市・新居浜市・西条市

北陸・甲信越

富山県(12)
富山市・高岡市・魚津市・氷見市
滑川市・砺波市・小矢部市
射水市・南砺市・上市町
立山町・入善町

石川県(4)
小松市・輪島市・加賀市・白山市

福井県(6)
福井市・敦賀市・大野市・越前市
越前町・美浜町

山梨県(1)
甲府市

長野県(39)

長野市・松本市・上田市
飯田市・碓氷市・須坂市
小諸市・伊那市・中野市
飯山市・茅野市・埴田市
佐久市・千曲市
東御市・小海町
軽井沢町・御代田町
立科町・下諏訪町
飯綱町・長野町・箕輪町
岡谷町・坂城町
小布施町・山ノ内町
宮田村・南箕輪村
中川村・下埴村・森卓村
木祖村・府中村・山形村
朝日村・高山村・木島平村
栄村

北海道・東北

北海道(10)
士別市・名寄市・枝幸町・共和町
士幌町・音更町・広尾町・大樹町
滝上町・美幌町

岩手県(11)
釜石市・大船渡市・花巻市
久慈市・遠野市・陸前高田市
奥州市・紫波町・矢野町・一戸町
岩泉町

秋田県(1)
井川町

福島県(1)
福島県(林業事業主のみ)

関東

茨城県(4)
水戸市・土浦市・常陸市・牛久市

栃木県(7)
宇都宮市・足利市・佐野市
小山市・那須塩原市
鹿沼市・宇都宮市・那須町

群馬県(17)
群馬県(林業事業主のみ)
前橋市・高崎市・伊勢崎市
太田市・沼田市・富岡市
藤岡市・渋川市・安中市
みどり市・館林市・中之条町
長野原町・玉村町・邑楽町
大泉町

埼玉県(18)
川越市・熊谷市・秩父市
所沢市・加須市・春日部市
狭山市・本庄市・深谷市
蕨市・鳩ヶ谷市・志木市
八潮市・富士見市・三郷市
ふじみ野市・戸田市・ときがわ町

千葉県(18)
市川市・木更津市・松戸市
野田市・佐倉市・成田市
東金市・習志野市・柏市
市原市・八千代市
我孫子市・鎌ヶ谷市
君津市・富津市・浦安市
柏ヶ谷市・白井市

東京都(13)
荒川区・葛飾区
八王子市・武蔵野市
三鷹市・青梅市・府中市
町田市・西東京市・小金井市
日野市・国分寺市・多摩市

神奈川県(23)
平塚市・鎌倉市・小田原市
三浦市・相模原市・梹野市
厚木市・大和市・伊勢原市
座間市・海老名市・南足柄市
綾瀬市・寒川町・大磯町
二宮町・中井町・大井町
松田町・岡崎市・稲沢町
河原町・夏川町

東海

岐阜県(5)
岐阜市・美濃加茂市
土岐市・山県市(林業事業主のみ)
東白川村

静岡県(14)
静岡市・浜松市・豊田市
焼津市・富士市・藤枝市
御殿場市・裾野市・富士宮市
袋井市・長泉町・小山町
森町
浜松市天竜区(林業事業主のみ)

愛知県(17)
一宮市・刈谷市・春日井市
豊川市・碧南市・刈谷市
豊田市・大山市・常滑市
江南市・小牧市・稲沢市
東海市・尾張旭市・高浜市
岩倉市・東郷町

三重県(2)
鈴鹿市・名張市



中小企業退職金共済法

法律によって定められた安心の制度です。

（目的）
第一条 この法律は、中小企業の従業員について、中小企業者の相互扶助の精神に基づき、その提出による退職金共済制度を確立し、もってこれらの従業員の福祉の増進と中小企業者の振興に資することを目的とする。

（定義）
第二条 この法律で「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する事業主（国、地方公共団体その他の厚生労働省令で定めるこれらに準ずる者を除く。）をいう。
一 常時雇用する従業員の数が三百人以下の事業主及び資本金の出資の総額が三億円以下の法人である事業主（公営から第四号までに掲げる場合は、事業主となる事業として営む事業主を除く。）
二 創業に際して事業主となる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の出資の総額が一億円以下の法人であるもの
三 小売業に属する事業主となる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が百人以下のもの及び資本金の出資の総額が五千万円以下の法人であるもの
四 小売業に属する事業主となる事業として営む事業主であつて、常時雇用する従業員の数が五十人以上のもの及び資本金の出資の総額が五千万円以下の法人であるもの

第三条 この法律で「退職金共済契約」とは、事業主が独立行政法人労働者退職金共済機構（第五十六条及び第五十七条を除き、以下「機構」という。）に掛金を納付することを約し、機構がその事業主の雇用する従業員の退職についてこの法律の定めるところにより、退職金を支給することを約する契約であつて、特定業種退職金共済契約以外のものをいう。

（契約の締結）
第四条 中小企業者でなければ、退職金共済契約を締結することができない。
第五条 退職金共済契約は、該共済者ごとに、掛金月額を定めて締結するものとする。

（契約の成立）
第六条 退職金共済契約は、機構がその申込みを承諾したときは、その申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。
第七条 退職金共済契約が成立したときは、共済契約者は、遅滞なく、その旨を該共済者に通知しなければならない。

（契約の解除）
第八条 機構又は共済契約者は、第二項又は第三項に規定する場合を除いては、退職金共済契約を解除することができない。
第九条 機構は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除するものとする。ただし、第二号に該当する場合であつて、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
一 共済契約者が厚生労働省令で定める一定の月分以上について掛金の納付を怠つたとき（厚生労働省令で定める正当な理由がある場合を除く。）
二 共済契約者が中小企業者でない事業主となつたとき
三 共済契約者が他の不正の行為によつて退職金又は解約手当金（以下「退職金等」という。）の支給を受け、又は受けようとしたとき
四 共済契約者は、次の各号に掲げる場合には、退職金共済契約を解除することができる。
一 掛金の納付の滞り、将来にわたつてのみその効力を生ずる。
二 退職金共済契約の解除は、将来にわたつてのみその効力を生ずる。

（掛金月額の変更）
第十条 機構は、共済契約者から掛金月額の増加の申込みがあつたときは、これを承諾しなければならない。ただし、当該共済契約者から掛金月額の減少の申込みについては、前条第三項各号に掲げる場合を除き、これを承諾してはならない。

（退職金）
第十一条 共済契約者が退職したときは、その者（退職が死によるものであるときは、その遺族）に退職金を支給する。ただし、当該共済契約者に係る掛金の納付があつた月数（以下「掛金納付月数」という。）が十二月に満たないときは、この限りでない。
第十二条 共済契約者がその責めに帰すべき事由により退職し、かつ、共済契約者の申出があつた場合において、厚生労働省令で定める基準に従ひ厚生労働大臣が相当であると認めるときは、機構は、厚生労働省令で定めるところにより、退職金の額を減額して支給することができる。

（退職金の支払方法）
第十三条 退職金は、一時金として支給する。

（退職金の分割支給）
第十四条 機構は、前条の規定にかかわらず、該共済者の請求により、退職金の全部又は一部を分割払の方法により支給することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
一 退職金の額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき
二 該共済者が退職した日において六十歳未満であるとき
三 該共済者が退職金の一部を分割払の方法により支給することを請求した場合において、次に規定する分割払対象額が、該共済者が退職するときに、又は退職金共済契約の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき又は当該退職金の全額から同項に規定する分割払対象額を減じた額が厚生労働省令で定める金額未満であるとき

（解約手当金等）
第十五条 退職金共済契約が解除されたときは、機構は、該共済者に解約手当金を支給する。
第十六条 退職金共済契約の締結は、機構は、該共済者に解約手当金を支給する。

（掛金納付月数の計算）
第十七条 該共済者が退職した後二年以内に、退職金を請求しないで再び中小企業者に雇用されて該共済者が当該請求をしたときは、その者に支給されることとなる退職金に相当する額の全部又は一部が第三十一条第一項の規定により同項に規定する団体に引き渡された該共済者を除く。）となり、かつ、その者の申出があつた場合において、退職前に締結されていた退職金共済契約に係る掛金納付月数が十二月以上であるとき、又は当該掛金納付月数が十二月未満であり、かつ、その退職が当該共済者の責めに帰すべき事由若しくはその都合（厚生労働省令で定めるところにより、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を合算することができる。この場合において、退職金等の額の計算に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。）により、前後の退職金共済契約に係る掛金納付月数を合算することができる。この場合において、退職金等の額の計算に關し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（預渡等の禁止）
第十八条 退職金等の支給を受ける権利は、譲渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、該共済者の退職金等の支給を受ける権利については、同税務処分（その例による処分を含む。）により差し押さへる場合は、この限りでない。
第十九条 共済契約者は、退職金共済契約が効力を生じた日の属する月から該共済者が退職した日又は退職金共済契約が解除された日の属する月までの各月につき、その月の末日（退職の日又は退職金共済契約の解除の日の属する月）において、その退職の日又はその解除の日における掛金月額により、毎月分の掛金を翌月末日退職金共済契約が効力を生じた日の属する月までの掛金に充てられ、翌々月末日までに納付しなければならない。

（加入促進等のための掛金負担軽減措置）
第二十条 機構は、中小企業者が退職金共済契約の申込みをするとき及び共済契約者が第九條第一項の掛金月額の増加の申込みをすることを促進するため、厚生労働省令で定めるところにより、共済契約者の掛金に係る負担を軽減する措置として、一定の月分の掛金の額を減額することができる。
第二十一条 機構は、共済契約者が掛金をその月の前月末日以前に納付したときは、厚生労働省令で定めるところにより、その額を減額することができる。
第二十二条 機構は、常時五人未満の従業員を雇用する共済契約者については、厚生労働省令で定めるところにより、三月の範囲内で第二十二條第一項の納付期限を延長することができる。
第二十三条 機構は、天災その他のやむを得ない事由により共済契約者が掛金を納付期限までに納付することができないときは、その納付期限を延長することができる。
第二十四条 退職金共済契約の共済契約者は、該共済者が要求があつたときは、退職金共済手帳を提示しなければならない。理由がある場合を除き、遅滞なく、退職金共済手帳を該共済者又はその遺族若しくは相続人に交付しなければならない。退職金共済手帳の提示は、遅滞なく、これを交付しなければならない。

（利益相反の禁止）
第二十五条 中小企業者は、退職金共済契約に關し、従業員に対して不当な差別的取扱をしてはならない。
第二十六条 掛金及び退職金等の額は、少なくとも五円ごとに、退職金等の支給に要する費用及び運用収入の額の推移及び予想等を基礎として、算出するものとする。

中退共制度についてのご相談は各退職金相談コーナーへ

ホームページをご覧ください



ぜひご覧ください!!

動画での詳しい解説もどうぞ

中退共

検索



(平成23年1月現在)

札幌

〒060-0001 札幌市中央区北1条西3-3
(札幌MNビル6F)
TEL 011-241-0351 FAX 011-241-0369

仙台

〒980-0011 仙台市青葉区上杉1-5-15
(日本生命仙台勾当台南ビル3F)
TEL 022-263-8651 FAX 022-263-8653

東京

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6
(退職金機構ビル1F)
TEL 03-3436-4351 FAX 03-3433-4078

富山

〒930-0857 富山市奥田新町8-1
(ポルファートとやま6F)
TEL 076-444-5851 FAX 076-444-3593

名古屋

〒461-0004 名古屋市東区葵3-15-31
(住友生命千種第3ビル2F)
TEL 052-856-8151 FAX 052-856-8155

大阪

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-7-13
(商工中金阿波座ビル7F)
TEL 06-6536-1851 FAX 06-6536-1850

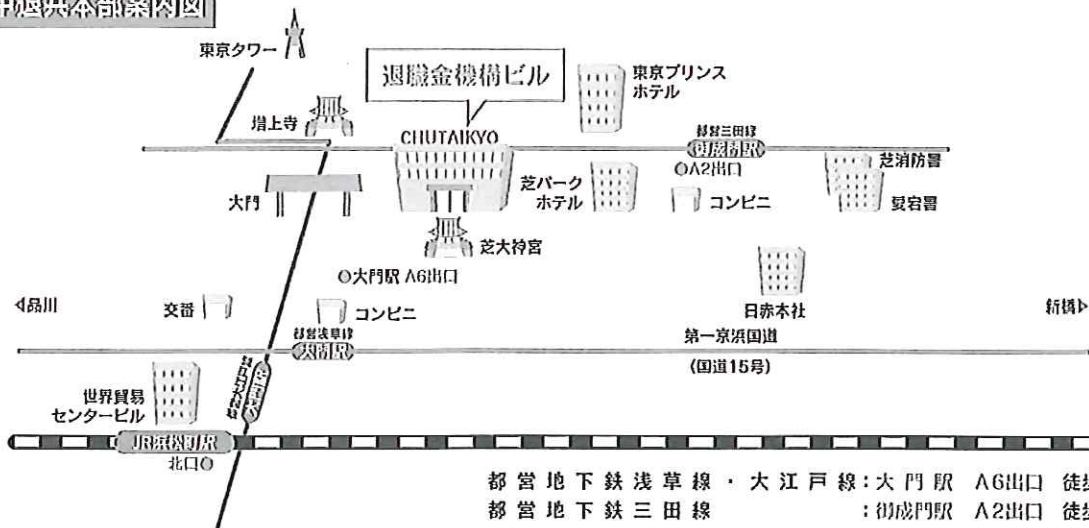
広島

〒730-0025 広島市中区東平塚町1-14
(大興平塚ビル9F)
TEL 082-240-7151 FAX 082-240-7153

福岡

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-2-8
(住友生命博多ビル6F)
TEL 092-287-9217 FAX 092-287-9216

中退共本部案内図



都営地下鉄浅草線・大江戸線: 大門駅 A6出口 徒歩3分
都営地下鉄三田線: 御成門駅 A2出口 徒歩5分
JR山手線・京浜東北線・東京モノレール線: 浜松町駅 北口 徒歩7分



ちゅう太くん きょう子ちゃん



独立行政法人勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒105-8077 東京都港区芝公園1-7-6 退職金機構ビル
TEL: 03-3436-0151(代表) FAX: 03-3436-0400